

令和5年度 健康経営度調査 調査内容に関するQ & A

令和5年8月21日掲載
 令和5年8月30日掲載
 令和5年9月13日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月21日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを申請書として受け付けます。
8月21日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「受付完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。アップロード後の画面を印刷して控えとしてください。 ファイルの受領確認メールは、2023年10月18日(水)中(回答締切3営業日後)にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2023年10月19日(木)になっても届かない場合は、事務局窓口にてお問い合わせください。
8月21日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本申請書は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月21日	全般	「健康経営優良法人2023」の認定を受けている法人も、今回の健康経営度調査に回答する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2023」認定期間は2024年3月31日までとなっています。 そのため、「健康経営優良法人2023」に認定されている法人も、2024年4月以降も認定を受け続けるには、令和5年度健康経営度調査への回答が必要です。
8月21日	全般	2022年度と2019年度の両方の値を聞く設問について、2022年度のみ回答できる場合は、「把握している」としてよいか。	「把握している」と回答して、2022年度の値をご回答ください。 2019年度は空欄のまま問題ありません。
8月21日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄は、どのように取り扱われるのか。	どの選択肢にも当てはまらない先進的な取り組みをご記入いただくことを想定しています。「その他」のみ実施されている場合は、認定要件適合書上「△」を付した状態でフィードバックシートをお返すことがあります。認定審査において記述内容が適合要件を満たしているかを判断させていただきます。
8月21日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄に記入しても配点されないのか。	先進的な取組は評価が難しく、公平性の観点からあらかじめ設定している選択肢にのみ配点しております。その他欄に記載された内容については配点はいりませんが、来年度の選択肢に追加を検討しますので、先進的な取組は是非自由記入欄にご記載ください。
8月21日	全般	健康経営度調査票の提出日を過ぎてから実施する予定の取組を記載して良いか。	調査回答日までに実施していない内容は記載不可です。
8月21日	全般	法人が合併・分割された際、健康経営優良法人の認定はどのようになるのか。	法人の合併・分割に関しては、原則以下の通りの対応となりますのでご確認ください。 https://kenko-keiei.jp/wp-content/uploads/2022/10/gappei_bunkatsu.pdf
8月21日	全般	各設問選択肢にある「費用補助」は健保による補助でも良いか。	自社が取り組みに関与し、自社の従業員に周知していれば、健保による補助も含めて構いません。
8月21日	認定要件	表のandとorの意味が分からない。	andは両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月21日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。 健康経営度調査票内の「資料の保存について」に記載された内容を確認の上、回答内容を説明できる資料を保管ください。
8月21日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。 必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月21日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該の設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。 また、評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月21日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該の設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。

個別の設問に関する内容

8月30日	Q22	選択肢3 2以外の（自治体等による）健康経営の表彰制度の取得状況は、「1以外」の誤りではないか。	<p>申し訳ございません。こちら誤植となります。正しくは、下記の通りとなります。選択肢を読み替えご回答いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>Q22 選択肢3 正) 1以外の（自治体等による）健康経営の表彰制度の取得状況 誤) 2以外の（自治体等による）健康経営の表彰制度の取得状況</p>
8月30日	Q50	選択肢6「対象者が保健指導を受けやすいよう、特定保健指導と労働安全衛生法の事後措置とを一体的に実施している」とは具体的にどのような方法を指しているかを示してほしい。	<p>選択肢6では、事業主または保険者が事後指導等保健指導と特定保健指導を合わせて同一の事業者へ委託することを想定しています。</p> <p>厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001081774.pdf 38ページにおいて、 「意欲的な事業者が、事後指導等と特定保健指導を一体的に実施する」場合の想定として、「事業者を特定保健指導の実施委託者とする」 または 「事業者と保険者が連携し、同じ委託先と委託契約を締結し、保健指導を一体的に実施するよう契約で規定する。」 旨が示されています。</p>
9月13日 NEW!	Q19 SQ1 e.1	選択肢1については、ISO等の外部認証の取得は必須か。	<p>厚労省の労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針や、ISO45001等の国際規格に準拠した労働安全衛生マネジメントシステムであれば、その導入状況等の開示をもって選択可能です。</p>
9月13日 NEW!	Q51SQ1	特定健診・保健指導の実施率について、スコアリングレポートに記載されている値は、退職者などが分母に含まれており実態よりも値が下振れる。その場合でも記号単位での集計値を記載すべきか。	<p>健康経営度調査票に記載のとおり、健康保険組合に加入している法人は、厚生労働省より健康保険組合へ（健康スコアリングレポートと合わせて）提供している被保険者証等記号単位の実施率を回答してください。</p>
9月13日 NEW!	Q51SQ1	スコアリングレポートが作成されない特定健診対象者50人未満の法人については健保が算出した特定健診・保健指導実施率を回答すべきか。あるいは、Q51の選択肢2 保険者のやむを得ない事情により把握できないと回答すべきか。	<p>特定健診対象者50人未満の法人について、健康スコアリングレポートは作成対象ではありませんが、被保険者証等記号単位実施率はデータ提供していますので、当該データを回答してください。</p>
9月13日 NEW!	Q51SQ1	特定保健指導の実施率について、事業所カルテには「初回面談」「評価面談」両方記載をしており、どちらの記載を事業所に案内すべきか。	<p>「評価面談」の実施率を回答してください。</p>
9月13日 NEW!	Q69 (e) (f)	(e)平均有給特別休暇取得日数、および、(f)(e)のうち新型コロナを理由とした特別休暇取得日数算出の際の母数は社員全体でよいのか。	<p>(e) … 全社員の総取得日数 ÷ 全社員数 (f) … (e)のうち新型コロナを理由とした特別休暇取得日数 ÷ 全社員数で算出してください。</p>